

(案)

平成 29 年 1 月 17 日

長野市上下水道事業管理者

高見澤 裕史 宛

長野市上下水道事業経営審議会

会長 岩野 彰

水道料金について (答申)

平成 28 年 7 月 27 日付けで諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

諮問事項に対する当審議会の考え方は、次のとおりです。

水道事業は、市民生活や社会経済活動を営む上で欠くことのできないライフラインであり、将来にわたって安定的に事業を継続し、安心して安全な水道水を供給し続けることが求められている。

近年、水道事業の経営を取り巻く状況は変化しており、本格的な人口減少期を迎えたほか、市民の節水意識の定着、節水機器の普及、企業の地下水利用への転換等、水道使用水量の減少に伴い、水道料金収入の減少が続いている。

将来の推計では、50年後の給水人口は半減する見込みであり、水道使用水量も同様に減少する見込みであることから、企業努力だけでは吸収しきれない厳しい経営状況を迎えることが想定される。

一方、耐用年数を超過する水道施設は年々増加しており、現在、策定を進めている「長野市水道施設整備計画」に基づき、将来の水需要の減少を見据えた施設の統廃合及びダウンサイジングを図り、適正な規模で効率的に更新を進めていく必要がある。

また、東日本大震災や熊本地震のような大規模地震の発生時にも水道施設への被害を最小限に抑え、安全で良質な水を安定的に供給するためには、老朽管の更新や基幹管路及び災害時重要ルート耐震化などを早急に進めていく必要がある。

上下水道局が作成した今後50年間の経営見通しによると、現行料金では、水道料金収入の減少により平成38年度には赤字経営となり、平成49年度には補填財源の不足が見込まれる。

また、建設投資に多額の経費を要することにより、企業債借入額の増加が見込まれるため、世代間負担の公平性についても配慮する必要がある。

人口減少が本格化し水需要が減少する中で、経営状況を改善し、将来の建設投資に備えた財源を確保していくには、より一層の経費削減などの企業努力を行うことはもちろんのこと、中長期的な収支について勘案した上で、投資と財源の均衡を図りながら、経営基盤の強化に取り組み、健全経営を維持していかなければならない。

そのため、老朽管の更新や耐震化を確実に推進できるよう、既に水道料金に算入している「資産維持費」を増額して、建設投資の財源を確保していく必要がある。

また、水道使用水量の減少に強い料金体系を構築するため、固定費をできるだけ基本料金で回収できるよう、一般家庭への負担に配慮しながら、水道料金に占める基本料金の構成割合を現行の3割から4割へ段階的に引き上げる必要がある。

以上の考え方に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。
- (2) 上記の期間における資産維持費の算定に用いる資産維持率は、年0.50パーセントとする。
- (3) 水道料金に占める基本料金の構成割合を36パーセントとする。
- (4) 水道料金を平均5.49パーセント引き上げ、別添「水道料金表」のとおりとする。

- (5) 公衆浴場用水道料金については、公衆浴場の経営実態を勘案し、現行料金を据え置きとする。
- (6) 別荘用水道料金のうち飯綱高原地区については、現行料金を据え置きとし、それ以外の地区については、一般用料金改定の例により引き上げるものとする。
- (7) 改定後の料金は、平成 29 年 6 月 1 日使用分からの適用とする。

2 別荘用水道の取扱について

別荘用水道については、使用しない場合であっても基本料金を納付することとしているが、一般用水道と同様に、使用中止を認める取扱とすることが適当である。

3 附帯意見

- (1) 業務の見直しを積極的に推進し、一層の経費削減を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (2) 今後の給水人口減少を見据え、将来世代の負担を軽減するため、企業債借入額の抑制を図るよう努めること。
- (3) 今回作成した経営見通しの事後検証を実施し、定期的に水道料金の見直しを行うこと。
- (4) 利用者への料金改定の周知に当たっては、水道事業に対する理解が更に深まるよう、水道事業の施設更新計画及び経営状況についても積極的に情報提供を行うこと。

水道料金表

(単位 円・1月につき)

用途	メーターの口径 (mm)	基本料金			水量料金			
		使用水量	料金		使用水量 (m ³)	料金 (1 m ³ につき)		
			(税抜き)	(税込み)		(税抜き)	(税込み)	
一般用	13		1,090	1,177.20	1 ~ 10	62	66.96	
	20		1,500	1,620.00	11 ~ 20	159	171.72	
	25		1,920	2,073.60	21 ~ 30	172	185.76	
	30		2,320	2,505.60	31 ~ 50	196	211.68	
					51 ~ 100	228	246.24	
					101 以上	245	264.60	
		40		3,970	4,287.60	1 ~ 50	186	200.88
		50		7,820	8,445.60	51 ~ 100	241	260.28
	75		16,160	17,452.80	101 以上	245	264.60	
	100		30,400	32,832.00				
	150		78,760	85,060.80				
	200		156,120	168,609.60				
	350		634,290	685,033.20				
	公衆浴場用	13		930	1,004.40	1 ~ 1,200	42	45.36
20			1,280	1,382.40	1,201 以上	94	101.52	
25			1,630	1,760.40				
30			1,970	2,127.60				
40			3,340	3,607.20				
50			6,580	7,106.40				
別荘用	飯綱高原地区	10m ³ まで	3,550	3,834.00	11 ~ 20	185	199.80	
					21 ~ 40	210	226.80	
41 ~ 100					240	259.20		
101 以上					270	291.60		
飯綱高原地区以外の地区	10m ³ まで	2,050	2,214.00	11 以上	175	189.00		